令和6年度 相良村入湯税の使途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に納めていただく税金です。 その使途は、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理施設」「消防施設等の整備」「観 光の振興(施設整備を含む)」に要する費用に充てられます。

相良村では、令和6年度に収入した入湯税を「観光の振興」に要する経費に充ています。

(単位:千円)

事業名	事業費	当該事業の財源内訳			
		入湯税	補助金	その他	一般財源
環境衛生施設の整備に要する経費	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設に要する経費	0	0	0	0	0
消防施設等の整備に要する経費	11, 758	0	0	10, 700	1, 058
観光の振興に要する経費	30, 233	1, 005	0	5, 885	23, 343
計	41, 991	1, 005	0	16, 585	24, 401